

# 企業内容等の開示に関する留意事項について (企業内容等開示ガイドライン)の改正(案)の概要

## 1. 企業内容等の開示に関する留意事項

### A. 共通事項

開示事務における共通的な運用方針等について、以下の事項等を明確化する。

- ・ 開示行政における基本的な考え方を、「個別具体的に列挙された規定のみを機械的・画一的に適用するのではなく、法令の趣旨を踏まえ、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、投資者に理解しやすく、誤解を生じさせない形で、適切に開示されることを確保する。」こととする。
- ・ 市場の信頼性を確保する観点において、それぞれの立場から得た情報を交換することにより、不適切な開示を未然に防止する目的から、監視委・取引所等との適切な連携を行うこと。
- ・ 行政指導・行政処分を行なう場合の基本的な留意点。
- ・ 増資の訂正届出書については、17 時までには要望があった場合、EDINETの運用時間を 19 時まで延長して対応すること。

### B. 基本ガイドライン

発行開示(有価証券届出書等)に係る実務上の運用指針及び処分の基準等について、以下の事項等を明確化する。

#### (1) 有価証券届出書関係

- ・ 組織再編成に係る届出については、原則、純資産額とすること。
- ・ 投資者の理解が可能な範囲内において、記載内容が重複する箇所は、他の箇所を参照する旨を記載できること。
- ・ 訂正届出書の記載要領及び具体的な訂正理由の記載が必要であること。
- ・ 訂正届出書の効力発生日について、投資者の需要等の結果、発行価格の決定と同時に有価証券の発行数に変更される場合は、当日又は翌日とする(運用の柔軟化)。
- ・ 訂正届出書の効力発生日について、企業情報等に関する事項に係る訂正がなされた場合は、原則として、3日経過後とする(実務上の対応を明確化)。
- ・ 手取金の使途において、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は、両者とも記載が必要であること。
- ・ 違法的な募集行為を発見した場合、投資者の被害拡大防止の観点から、行為者に対する警告文の発出を行なう等の対応方針。
- ・ 開示書類の訂正命令、効力停止命令等の不利益処分については、投資者の投資判断の影響度や提出者を巡る状況等を個別に検討すること。

## (2) 発行登録書関係

- ・ 有価証券の内容等が発行登録時点において異なるものは、当該内容等ごとに発行登録書を提出することができること。
- ・ 特別な意図をもって発行登録を行う場合は、当該内容を具体的に表示する必要があること。

## (3) 公衆縦覧関係

- ・ 秘密事項等の非縦覧承認に係る適用の考え方。
- ・ 訂正命令等による非縦覧措置に係る適用の考え方。

※ 継続開示(有価証券報告書等)に係る実務上の運用指針等の明確化については、本改正後に検討、実施を予定。

## C. 個別ガイドライン

有価証券届出書の「株券等発行に係る第三者割当」の開示に関する審査上の留意点等について、以下の事項等を明確化する。

### (1) 審査対象

上場会社が提出する大規模なものや割当先の実態に周知性がないもの等に該当する第三者割当増資を審査対象とする。

また、短期間で容易に普通株が交付される蓋然性が高い種類株券については届出書の提出を求めるものとする。

### (2) 審査要領

#### ① 手取金の使途

実態に即した詳細な表示、使途の合理性等を審査する。

#### ② 割当予定先の状況

割当予定先の実在性、払込資金の実在性、特定団体等の確認内容等を審査する。

#### ③ 発行条件に関する記載

有利発行に該当しないと判断した場合、その理由等について審査する。

#### ④ 大規模な第三者割当の必要性

既存株主のメリット・デメリット等について審査する。

### (3) その他

第三者割当増資に関する必要事項の記載がない場合、不利益処分等の発動要件になり得るものとする。

## II. 実施日

平成 22 年5月を予定